

議案第五十七号

学校施設開放事業における夜間照明使用料の設定について

令和七年九月二十五日

令和7年9月25日  
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会

令和7年9月25日  
教育委員会議案資料 No. 1

生涯学習スポーツ振興課

学校施設開放事業における夜間照明使用料の設定について

【審議内容】

現在、学校施設開放において夜間照明使用料を徴収している青山中学校及び芝浜小学校に加え、夜間照明が新設される他の学校施設についても新たに使用料を定めます。

1 経緯等

教育委員会では、区立学校の校庭や体育館等を学校教育に支障のない範囲で開放し、区民等のスポーツ活動の場として活用しており、青山中学校、芝浜小学校については、夜間照明（以下「照明」といいます。）が設置されていることから、学校ごとに使用料を設定し、夜間の校庭利用者から徴収しています。

他の区立学校についても、今後、校庭に新たに照明が設置される予定となっていることから、照明使用料を定める必要があります。

2 開放日及び開放時間

開放日	開放時間
平日（小学校）	① 午後5時～午後7時 ② 午後7時～午後9時
平日（中学校）	① 午後7時～午後9時
休日（小・中学校）	① 午前9時～正午 ② 正午～午後3時 ③ 午後3時～午後6時 ④ 午後6時～午後9時

※夏季休業等の休校期間中は「休日」として取り扱います。

3 照明設置校及び新設予定校

平成6年度	青山中学校
平成9年度	高松中学校
令和4年度	芝浜小学校
令和6年度	高輪台小学校、麻布小学校、青南小学校、三田中学校、高陵中学校
令和7年度	お台場学園
令和9年度	御成門小・中学校、赤羽小学校、芝浦小学校、港南小・中学校、本村小学校、赤坂小学校
令和10年度	芝小学校、白金小学校、白金の丘学園、南山小学校、笄小学校、青山小学校、六本木中学校、赤坂中学校
改築工事で設置	御田小学校、東町小学校

#### 4 使用料の設定について

学校ごとの1時間あたりの照明使用料を算出し、開放時間枠に応じて2時間分、3時間分の料金を設定します。

なお、平成28年度に示された「港区公の施設の付帯設備使用料の見直しについて」に基づき、100円未満の端数は切り捨てこととします。

令和9年度以降に照明が設置される学校については、それぞれ同様の方法で照明使用料を算出し、設置された翌年度から使用料を徴収します。

また、青山中学校で開放しているテニスコートの照明使用料についても、校庭の照明使用料の改定に伴い見直します。

##### 【新たに設定する照明使用料】

学校名	使用料（2時間）	使用料（3時間）
芝浜小学校	300円	500円
麻布小学校	200円	300円
青南小学校	200円	300円
三田中学校	300円	500円
高陵中学校	200円	300円
青山中学校	1,400円	2,100円
お台場学園	100円	200円
青山中学校 (テニスコート1面)	200円	300円

##### 【学校ごとの算出式】

$$\text{照明1個1時間あたりの電気料金} \times \text{照明数} \times \text{使用時間} = \text{照明使用料}$$

(例：芝浜小学校を2時間利用する場合)

$$13円 \times 14個 \times 2時間 = 364円$$

→100円未満を切り捨て、照明使用料は300円

1時間に1,000W消費した際の 電気料金 (①)	29.8円	電力会社で定めている料金
照明1個1時間あたりの 消費電力量 (②)	444W	
照明1個1時間あたりの 電気料金 (③)	13円	(①×②) ※小数点第一位を四捨五入
照明数 (④)	14個	

**<各学校の校庭の照明料>**

【芝浜小学校 (1h:444W)】	$13 \times 14 \times 2 = 364\text{円} \rightarrow 300\text{円}$
	$13 \times 14 \times 3 = 546\text{円} \rightarrow 500\text{円}$
【麻布小学校 (1h:444W)】	$13 \times 10 \times 2 = 260\text{円} \rightarrow 200\text{円}$
	$13 \times 10 \times 3 = 390\text{円} \rightarrow 300\text{円}$
【青南小学校 (1h:444W)】	$13 \times 8 \times 2 = 208\text{円} \rightarrow 200\text{円}$
	$13 \times 8 \times 3 = 312\text{円} \rightarrow 300\text{円}$
【三田中学校 (1h:444W)】	$13 \times 14 \times 2 = 364\text{円} \rightarrow 300\text{円}$
	$13 \times 14 \times 3 = 546\text{円} \rightarrow 500\text{円}$
【高陵中学校 (1h:444W)】	$13 \times 10 \times 2 = 260\text{円} \rightarrow 200\text{円}$
	$13 \times 10 \times 3 = 360\text{円} \rightarrow 300\text{円}$
【青山中学校 (1h:451W)】	$13 \times 56 \times 2 = 1,456\text{円} \rightarrow 1,400\text{円}$
	$13 \times 56 \times 3 = 2,184\text{円} \rightarrow 2,100\text{円}$
【お台場学園 (1h:390W)】	$12 \times 8 \times 2 = 192\text{円} \rightarrow 100\text{円}$
	$12 \times 8 \times 3 = 288\text{円} \rightarrow 200\text{円}$

**<テニスコート（1面）の照明料>**

【青山中学校 (1h:451W)】	$13 \times 8 \times 2 = 208\text{円} \rightarrow 200\text{円}$
	$13 \times 8 \times 3 = 312\text{円} \rightarrow 300\text{円}$

**【参考：現在の使用料】**

学校	場所	使用料（1回※）
青山中学校	校庭	1,600円 (1hあたり:15×56=840円)
	テニスコート (1面)	200円 (1hあたり:15×8=120円)
芝浜小学校	校庭	400円 (1hあたり:15×14=210円)

※ 上記2「開放日及び開放時間」に記載の①、②、③、④それぞれの開放時間枠を1回としています。

（例）午後5時から午後9時まで2枠連続使用→2回分の使用料を徴収

**5 使用料徴収開始日**

令和8年4月1日

**6 根拠規程**

「港区立学校施設等使用条例施行規則」を改正します（別紙「新旧対照表」のとおり）。

改正後の規則施行日は、令和8年4月1日とします。

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和7年	10月下旬	区民文教常任委員会報告
	12月上旬	学校施設使用団体へ周知
令和8年	2月	教育委員会審議（規則改正）
	4月 1日	使用料徴収開始

平成28年7月14日  
企 画 課

## 港区公の施設の付帯設備使用料の見直しについて

### 1 審議内容

平成26年4月の施設使用料見直しの際、付帯設備使用料についても合わせて改定に取り組みましたが、現行の使用料の算出方法等について不明確な点等があり、付帯設備使用料の改定は見送ることとしたため、積み残しの課題になっていました。

区民に、より身近で、より親しまれ、誰もが利用しやすい公の施設とするため、現行の使用料が設定された昭和60年代からの社会経済情勢等の変化も踏まえ、付帯設備使用料を以下のとおり見直します。

(1) これまで個別に徴収していた付帯設備使用料について、「①使用料を個別に徴収しない備品・設備」と「②使用料を個別に徴収する備品・設備」に分類します。

(2) 「①使用料を個別に徴収しない備品・設備」

施設利用者の誰もが利用し施設の構造又は施設の利用目的上、密接不可分な備品・設備の購入経費及び維持管理経費については、施設使用料に含めます。

(3) 「②使用料を個別に徴収する備品・設備」

施設の利用にあたり、特定の利用者のみが利用する備品・設備の購入経費及び維持管理経費については、透明性を高めた算出方法を創設するとともに管理体制を構築します。

(4) 付帯設備使用料は、現行、各公の施設の条例に規定しています。

利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、区民等の利便性の向上を図り、より一層誰もが利用しやすい公の施設とするため、付帯設備使用料の規定方法について、現行の条例ではなく（条例では同使用料の上限のみを規定）、条例施行規則へ委任する方法へ変更します。

なお、本件、付帯設備使用料の見直しについては、施設使用料の改定に合わせ、原則として、平成29年4月1日利用分から適用します。

### 2 検討の経緯

平成29年4月の施設使用料の改定に合わせて、付帯設備使用料の見直しを行うため、各施設への訪問や文書による調査を行うとともに、行政経営推進委員会及び同委員会の部会である施設利用改善部会において検討を重ねてきました。

また、本格的な区民ホールとして麻布区民センターの運営が開始された昭和60年代には、マイクや音響設備等の備品・設備は、当時、極めて高額であったものの、現在は低廉な価格で購入することが可能となるなど、社会経済情勢は大きく変化しています。

区民に、より身近で、より親しまれ、誰もが利用しやすい公の施設とし、より一層の区民福祉の増進に努めるとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、「受益者負担の原則の徹底」、「負担の公平性の確保」、「施設利用者の納得性の向上」、「透明性の高い算出ルールの確立」が必要です。

### 3 現状と課題

(1) 現在、区民センターの区民ホールでは、フロアーコンセントや舞台照明装置など、施設の構造又は施設の利用目的上、密接不可分な備品・設備に至るまで、付帯設備使用料として細かく設定し徴収しています。

このような付帯設備使用料が占める割合は、各施設における使用料収入全体の1%から20%程度であり、徴収コストの費用対効果は低い状況にあります。

⇒ **課題：付帯設備の使用手続を簡素化し、施設利用者がより利用しやすい環境を整備すること。**

(2) 現行の付帯設備使用料については、その金額を設定する際、先行して設置された他の施設を参考し、横引きにより設定しており、計算式を用いた算出は行っていません。

⇒ **課題：付帯設備使用料の設定金額の積算根拠をより明確にし、より一層、透明性を高めた区民等への説明ができる状況を構築する必要があること。**

(3) 同一物品であっても、条例に規定し付帯設備使用料として徴収している施設と条例に規定せず無料で貸し出している施設があります。

また、施設間によって、使用料に差異が生じている同一物品もあります。

⇒ **課題：施設利用者、施設間における付帯設備の貸出要件等の格差を是正し、より一層、負担の公平性を確保できる体制を整備すること。**

## 4 見直しの内容（解決策）

### （1）付帯設備使用料の徴収範囲

これまで個別に徴収していた付帯設備使用料について、「①使用料を個別に徴収しない備品・設備」と「②使用料を個別に徴収する備品・設備」に分類します。

① 施設利用者の誰もが利用し施設の構造又は施設の利用目的上、密接不可分な備品・設備の購入経費及び維持管理経費については、「使用料を個別に徴収しない備品・設備」とし、施設使用料に含めて徴収します。

② 施設の利用にあたり、特定の利用者のみが利用する備品・設備の購入経費及び維持管理経費については、「使用料を個別に徴収する備品・設備」とし、以下

（2）及び（3）のとおり、透明性を高めた算出方法を創設するとともに管理体制を構築します。

#### 【ア 付帯設備から除外するものの例】

舞台照明装置、スポットライト、フロアーコンセント、音響セットなど

#### 【イ 付帯設備と定義するものの例】

所作台、平台、ピアノ、コンサートグランドピアノ、陶芸窯など

### （2）付帯設備使用料の算出方法の設定

#### ア 基本の算出方法

原則、上記（1）の②によって付帯設備として定義する備品・設備については、標準価格を設定の上、以下のとおり、再計算・再設定を行います。付帯設備使用料は100円単位とし、100円未満の端数は切り捨てます（100円に満たない備品・設備については、無償で貸し出します）。

$$\frac{\text{①標準価格}}{\text{②利用可能日} \times \text{③利用枠数} \times \text{④標準耐用年数}} = \text{付帯設備使用料}$$

(単位：円)

【359日】	【3枠】	【10年間】
--------	------	--------

#### ① 標準価格

対象となる付帯設備の購入費用と維持管理費用（保守点検費用、電気料金等）について、後述する（仮称）港区公の施設使用料算出委員会において算出し、各施設共通の標準価格を設定します。

#### ② 利用可能日

1年間の365日から6日を除く359日／年を利用可能日として設定します。

#### <理由>

区民センターやいきいきプラザなど多くの施設が年末年始（12月29日～翌年1月3日）を休館日として設定しています。施設によっては、日曜日を休館日と設定するなど、利用可能日が359日／年に満たない施設も存在しますが、施設間格差を是正するとともに、利用者の負担軽減を図るため、最多の日数を各施設共通の利用可能日として設定します。

#### ③ 利用枠数

午前、午後、夜間の3枠を利用枠数として設定します。

### 〈理由〉

付帯設備使用料を設定している施設は全て3枠であることから、各施設共通の利用枠数として設定します。

#### ④ 標準耐用年数

一律10年間と設定します。

### 〈理由〉

付帯設備の使用料算出にあたっては、使用期間の概念が必要不可欠です。

備品・設備の使用期間を定める場合、企業会計における減価償却期間を用いるのが一般的ですが、個々の付帯設備の実際の使用期間や使用頻度、強度が異なるなど、ただちに減価償却の考え方を用いることは妥当性を欠くことがあります。

そのため、耐久消費財の減価償却期間（概ね5年から15年程度）※を参考に、個々の付帯設備の使用実態にかかわらず、一律10年間と設定し、使用料の算出方法の明確化を図るものとします。

※ 財務省が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省第15号)の別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」に基づく基礎年数

## イ 特定の算出方法

上記アで定める算出方法により難い付帯設備使用料については、次のとおり、算出方法を設定します。

## ① 夜間照明料

港区立運動場条例と港区立学校施設等使用条例施行規則に規定されている夜間照明料については、日中利用者と夜間利用者それぞれの負担の公平性を確保するため、以下の算出式によって使用料を計算することとし、施設使用料の算出基礎とは明確に区分けします。

また、夜間照明料の設定にあたっては、類似施設間において、使用料の設定に差異が生じぬよう調整します。

消費電力／時間 × 照明数 = 夜間照明料（1時間当たり：円）

## ② 仮安置施設

港区立区民斎場条例に規定されている仮安置施設については、設備の特性上、上記アによる算出方法では対応できないため、負担の公平性を確保できるよう以下の算出式によって使用料を計算するとともに、臨海斎場における同種の施設使用料との整合を図ります。

$$\frac{\text{標準価格}}{\text{利用可能日} \times \text{標準耐用年数}} + \frac{\text{消費電力}/\text{日}}{\text{（1日当たり：円）}} = \text{仮安置施設使用料}$$

### (3) 適正な使用料算出のための体制の整備

同一設備及び備品は、利用施設が異なる場合でも利用者にとっての利用価値(効果)は同様であるため、同一価格とする必要があります。

また、備品・設備の更新の都度、付帯設備使用料の迅速かつ適正な設定が必要です。

適正な使用料を算出し、管理していく体制を整備するため、(仮称) 港区公の施設使用料算出委員会(以下「算出委員会」という。)を設置します。事務局は企画経営部企画課とし、該当の施設を所管する課長級職員による委員会とします。

算出委員会の主な役割は以下のとおりです。

- ① 付帯設備と定義する備品・設備の確認
- ② 付帯設備の使用料の算出及び見直し
- ③ 施設間格差の防止

### (4) 付帯設備使用料の規定方法の変更

付帯設備使用料の金額について、現行の条例規定ではなく(条例では同使用料の上限のみを規定)、条例施行規則に規定する方式に変更します。

<理由>

① 利用者ニーズは多岐に渡るとともに日々変化しており、区は、施設利用者の要望に迅速かつ的確に対応するよう努めています。

区民等の利便性の向上を図り、より一層誰もが利用しやすい公の施設とするためには、付帯設備使用料の迅速な設定が必要であり、条例改正では対応が困難です。

② 付帯設備使用料は、代替性が高く更新頻度の高い備品・設備の購入経費等(変動しやすいもの)に応じて算出します。

付帯設備使用料は、動産、物品を使用するための使用料であり、付帯設備の改廃や更新の頻度も多いことから、施設使用料とは異なり、より柔軟に対応できる仕組みの構築が必要です。

<参考>

現行、付帯設備使用料を設定している条例は10件(計26施設、計37種別)で、港区立学校施設等使用条例のみ条例施行規則に規定しています。

①区民センター(5)	②区民斎場	③勤労福祉会館
④商工会館	⑤いきいきプラザ(8)	⑥健康増進センター
⑦男女平等参画センター	⑧生涯学習センター	⑨生涯学習館
⑩運動場(6)	( )の数値は施設数	

### (5) 区民等への周知

付帯設備使用料の見直しにあたっては、条例改正手続を踏まえ、区民等施設利用者に対して、分かりやすく周知します。

## (6) その他

これまで、利用者からの問合せが多かったフロアーコンセントの利用に伴う電気料金等（光熱水費）については、施設使用料の算出基礎となっていることから、施設利用者から別途使用料を徴収することなく利用可能であることを施設利用者に対して明確にお知らせします。

## 5 新使用料の適用

今回の見直しに伴い算出する付帯設備使用料については、平成29年4月1日利用分から適用します。

ただし、「港勤労福祉会館」の「体育館」の貸切利用の予約開始日が6か月前から可能であることを踏まえ、同施設（体育館に付随するもの）の付帯設備使用料については、施設使用料の見直しの時期（平成29年6月1日以降の利用分）に合わせ適用します。

## 6 今後のスケジュール（予定）

平成28年 6月23日	府議（付帯設備使用料の見直し）
7月下旬	総務常任委員会
8月22日	府議（算出結果）
9月上旬	府議（条例改正の提出予定案件）
9月中旬～10月中旬	第3回定例区議会
11月 1日	区民（施設利用者）向け周知の開始
平成29年 4月 1日	新使用料の適用開始 (ただし、港勤労福祉会館の体育館に付隨する付帯設備使用料は平成29年6月1日適用)

## 港区立学校施設等使用条例施行規則

改 正 案	現 行																																																					
<p>港区立学校施設等使用条例施行規則 平成2年3月31日 教育委員会規則第一号 1条～9条 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>別表第一（第七条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設備の種類</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">使用単位</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">アップライトピアノ</td> <td style="padding: 2px;">一式一回</td> <td style="padding: 2px;">一〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">グランドピアノ</td> <td style="padding: 2px;">一式一回</td> <td style="padding: 2px;">三〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（校庭）</td> <td style="padding: 2px;">芝浜小学校</td> <td style="padding: 2px;">二時間 <u>三〇〇円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><u>三時間</u> 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（校庭）</td> <td style="padding: 2px;">麻布小学校</td> <td style="padding: 2px;">二時間 <u>二〇〇円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><u>三時間</u> 三〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（校庭）</td> <td style="padding: 2px;">青南小学校</td> <td style="padding: 2px;">二時間 <u>二〇〇円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><u>三時間</u> 三〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（校庭）</td> <td style="padding: 2px;">三田中学校</td> <td style="padding: 2px;">二時間 <u>三〇〇円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><u>三時間</u> 五〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（校庭）</td> <td style="padding: 2px;">高陵中学校</td> <td style="padding: 2px;">二時間 <u>二〇〇円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	使用単位	使用料	アップライトピアノ	一式一回	一〇〇円	グランドピアノ	一式一回	三〇〇円	照明（校庭）	芝浜小学校	二時間 <u>三〇〇円</u>		<u>三時間</u> 五〇〇円	照明（校庭）	麻布小学校	二時間 <u>二〇〇円</u>		<u>三時間</u> 三〇〇円	照明（校庭）	青南小学校	二時間 <u>二〇〇円</u>		<u>三時間</u> 三〇〇円	照明（校庭）	三田中学校	二時間 <u>三〇〇円</u>		<u>三時間</u> 五〇〇円	照明（校庭）	高陵中学校	二時間 <u>二〇〇円</u>			<p>港区立学校施設等使用条例施行規則 平成2年3月31日 教育委員会規則第一号 1条～9条 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>別表第一（第七条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設備の種類</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">使用単位</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">アップライトピアノ</td> <td style="padding: 2px;">一式一回</td> <td style="padding: 2px;">一〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">グランドピアノ</td> <td style="padding: 2px;">一式一回</td> <td style="padding: 2px;">三〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（校庭）</td> <td style="padding: 2px;">芝浜小学校</td> <td style="padding: 2px;">一面一回 四〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青山中学校</td> <td style="padding: 2px;">一、六〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom; padding: 2px;">照明（テニスコート）</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">一面一回 二〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 設備の使用単位について一回とは、条例別表（一）の部に規定する午前、午後I、午後II、夜間I、夜間II及び夜間IIIのそれぞれの使用単位をいう。</p> <p>別表第二 (略)</p>	設備の種類	使用単位	使用料	アップライトピアノ	一式一回	一〇〇円	グランドピアノ	一式一回	三〇〇円	照明（校庭）	芝浜小学校	一面一回 四〇〇円	青山中学校	一、六〇〇円	照明（テニスコート）		一面一回 二〇〇円		
設備の種類	使用単位	使用料																																																				
アップライトピアノ	一式一回	一〇〇円																																																				
グランドピアノ	一式一回	三〇〇円																																																				
照明（校庭）	芝浜小学校	二時間 <u>三〇〇円</u>																																																				
		<u>三時間</u> 五〇〇円																																																				
照明（校庭）	麻布小学校	二時間 <u>二〇〇円</u>																																																				
		<u>三時間</u> 三〇〇円																																																				
照明（校庭）	青南小学校	二時間 <u>二〇〇円</u>																																																				
		<u>三時間</u> 三〇〇円																																																				
照明（校庭）	三田中学校	二時間 <u>三〇〇円</u>																																																				
		<u>三時間</u> 五〇〇円																																																				
照明（校庭）	高陵中学校	二時間 <u>二〇〇円</u>																																																				
設備の種類	使用単位	使用料																																																				
アップライトピアノ	一式一回	一〇〇円																																																				
グランドピアノ	一式一回	三〇〇円																																																				
照明（校庭）	芝浜小学校	一面一回 四〇〇円																																																				
	青山中学校	一、六〇〇円																																																				
照明（テニスコート）		一面一回 二〇〇円																																																				

	<u>三時間</u>	<u>三〇〇円</u>
青山中学校	<u>二時間</u>	<u>一、四〇〇円</u>
	<u>三時間</u>	<u>二、一〇〇円</u>
お台場学園	<u>二時間</u>	<u>一〇〇円</u>
	<u>三時間</u>	<u>二〇〇円</u>
照明（テニスコート）	<u>一面二時間</u>	<u>二〇〇円</u>
	<u>二面三時間</u>	<u>三〇〇円</u>

備考 設備の使用単位について一回とは、条例別表（一）の部に規定する午前、午後Ⅰ、午後Ⅱ、夜間Ⅰ、夜間Ⅱ及び夜間Ⅲのそれぞれの使用単位をいう。

別表第二 (略)